

茅ヶ崎市監査委員告示第10号

監査の結果に基づいた措置について市長等から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和3年8月3日

茅ヶ崎市監査委員	森	誠一
同	池田	雄二郎
同	伊藤	素明

1 監査の結果の報告及び公表日
令和3年7月6日

2 講じた措置の通知日
令和3年7月13日

3 監査結果及び措置状況
監査結果（秘書広報課）
（指摘事項）

〈茅ヶ崎市広報ちがさき広告掲載契約〉

茅ヶ崎市広報ちがさき広告掲載契約について、契約書の決裁手続き中に納入通知書を発行していたものが2件ありました。

（措置状況）

茅ヶ崎市広報ちがさき広告掲載契約について、契約書の決裁手続き中に納入通知書を発行していたものが2件ありました。前回の定期監査においても指摘をされていたにもかかわらず、今回も同様の指摘を受けましたことは、課長を含めた職員のチェック機能が欠如していたと言わざるを得ません。

今後の対応策につきましては、広告掲載に係る起案等を行う職員にはしっかりと自覚を持って業務に当たるよう十分指導し、1契約ごとに決裁者以外の職員によるチェック機能を増やすとともに、課長を含めた決裁者がこれまで以上に慎重に決裁を行うことで、再発防止に努めていきます。